

富里市で新婚生活を迎える皆さまへ

結婚新生活支援補助金

令和8年1月以降に入籍した新婚世帯の
住居費用と引越費用に対して補助金を支給します



夫婦ともに29歳以下・
合計所得500万円未満
最大60万円

夫婦ともに39歳以下・
合計所得500万円未満
最大30万円

対象経費となる住居費用等

- ・住宅取得費(土地購入費、住宅ローン手数料を除く)
- ・賃貸物件の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居への引越費用
- ・リフォーム費用

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用

！申請の前に必ず社会福祉課地域福祉推進班にご相談ください！

問合せ先

富里市役所 社会福祉課地域福祉推進班

TEL 0476-93-4192 FAX 0476-93-2422

E-mail fukushi@city.tomisato.lg.jp

詳細はチラシ裏面・公式HPをご覧ください



富里市結婚から子育てまでの重点支援事業

富里市結婚新生活支援補助金チェックリスト

<input type="checkbox"/>	令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出した夫婦である
<input type="checkbox"/>	婚姻日の1年以内に市内に住宅を取得または賃借のために要した費用がある
<input type="checkbox"/>	申請の対象となる住宅費は、4月1日以降に支払った費用である
<input type="checkbox"/>	申請日において、新居となる富里市内の住所に夫婦いずれかの住民登録がある
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻届を提出した時点の年齢が40歳未満である
<input type="checkbox"/>	直近の課税（所得）証明書*1の夫婦の合計所得金額は500万円未満である*2
<input type="checkbox"/>	富里市の市税を滞納していない
<input type="checkbox"/>	過去に別の自治体でも類似の補助金の交付を受けていない
<input type="checkbox"/>	他の公的制度による家賃補助等を受けていない
<input type="checkbox"/>	今後2年以上継続して富里市内で生活するつもりである
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに暴力団員でない
<input type="checkbox"/>	ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座のいずれかの講座を受講済みである

*1 6月30日までは令和7年度（令和6年分）証明書等で確認します。

7月1日以降は令和8年度（令和7年分）の内容で確認します。

*2 貸与型奨学金を返済中の場合、所得の合計金額から年間返済額を控除します。

必要書類

区分	書類の種類	備考
必須	富里市結婚新生活支援補助金交付申請書（第1号様式）	書式をダウンロード可能
対象者のみ	住宅手当支給証明書（第2号様式）	書式をダウンロード可能
必須	誓約書（第3号様式）	書式をダウンロード可能
必須	個人情報確認同意書*3（第4号様式）	書式をダウンロード可能
必須	婚姻を証明する書類	婚姻届受理証明書、 戸籍謄本など
該当するもの	住宅の売買契約書の写し	原本を持参してください
	住宅の請負契約書の写し	
	住宅の賃貸借契約書の写し	
必須	住宅費、リフォーム費、引越費用等を支払ったことを証する書類	領収書、通帳の写し、 カードの利用明細など
市外からの転入者のみ	夫婦の総所得がわかる書類	所得証明書、 課税（非課税）証明書
対象者のみ	貸与型奨学金の返済額がわかる書類	

*3 富里市外から転入の場合、所得を証明する書類が別途必要となります。

※必要書類を社会福祉課窓口へ持参または郵送してください。
※書類の不足がある場合は受理ができませんのでご注意ください。